

短期退職時の手数料の払い戻し規定

1) 契約に基づき求人者が採用した求職者が自己の意思により短期退職した場合、求職者の退職を求人者が弊社に通知することとし、弊社は求人者へ支払った紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻すこととする。

尚、本規定に定める払い戻しが、求人者による弊社への紹介手数料の支払い期日前に発生した場合、求人者及び弊社で協議、合意の上、相殺計算をして紹介手数料の減額で対応する場合がある。

1ヶ月未満で退職した場合 70 %に相当する額

3ヶ月未満で退職した場合 50 %に相当する額

6ヶ月未満で退職した場合 30 %に相当する額

2) 入職した求職者が自己の意思では無く、解雇を含む求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には紹介手数料の返戻は行わないものとする。求職者の採用内定時に求人者が明示した労働条件のうち重要である事項（職種、給与、主な職務内容、勤務時間、休憩時間、残業時間数休日、勤務地等）について、面接時の説明と異なっていた場合や、入職後3ヶ月以内に求人者の都合により変更があり、それが原因で入職者が退職する場合についても求職者の自己、都合退職には該当せず、紹介手数料の返戻は行わないものとする。

また、入職者の退職についての求人者から弊社の通知は退職日が属する月の翌月末までとしその期日を経過した場合は返金しないものとする。

3) なお、返戻金の振り込み手数料は弊社の負担とする。

有料職業紹介事業 絆ファースト
原田謹造